

「袴田事件」の再審無罪判決を受けて、
改めて再審法の速やかな改正を求める会長声明

2024年（令和6年）9月26日、静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、いわゆる「袴田事件」について、袴田巖氏に対し、再審無罪判決を言い渡した。

1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市清水区）のみそ製造販売会社専務取締役宅で一家4名が殺害され、放火された。袴田巖氏は、住居侵入、強盗殺人、放火事件の被疑者として逮捕・起訴され、1980年（昭和55年）12月12日には同氏に対する死刑判決が確定した。

本判決は、「①被告人が本件犯行を自白した本件検察官調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得され、犯行着衣等に関する虚偽の内容も含むものであるから、実質的にねつ造されたものと認められ、刑訴法319条1項の「任意にされたものでない疑のある自白」に当たり、②被告人の犯人性を推認させる最も中心的な証拠とされてきた5点の衣類は、1号タンクに1年以上みそ漬けされた場合にその血痕に赤みが残るとは認められず、本件事件から相当期間経過後の発見に近い時期に、本件犯行とは無関係に、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号タンク内に隠置されたもので、証拠の関連性を欠き、③5点の衣類のうちの鉄紺色ズボンの共布とされる端切れも、捜査機関によってねつ造されたもので、証拠の関連性を欠くから、いずれも証拠とすることができず、職権で、これらを排除した結果、他の証拠によって認められる本件の事実関係には、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは、少なくとも説明が極めて困難である事実関係が含まれているとはいえず、被告人が本件犯行の犯人であるとは認められない」と判断し、袴田巖氏に無罪を言い渡した。本判決は、袴田巖氏及び弁護団の主張を認めるものであり、当会もこれを高く評価する。

袴田巖氏は、1966年（昭和41年）8月18日に逮捕された後、58年以上の長きにわたり犯人であるとの汚名を着せられてきた。逮捕当時30歳であった袴田巖氏は、今や88歳となっている。2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所が再審開始並びに死刑及び拘置の執行停止を決定しするまで約48年も身体拘束を受けた。そのうちの33年間は死刑囚として死の恐怖に直面しながら過ごしてきた。そのため、袴田巖氏には、拘禁反応の症状が見られるなど、現在も、心身に不調をきたしている。

袴田巖氏は、えん罪を晴らすための闘いに人生の大半を費やさざるを得なかったものであり、その余りの残酷さは筆舌に尽くしがたい。

そこで、当会は、検察官に対し、本判決を尊重し、上訴権を放棄して直ちに無罪判決を確定させるよう強く求める。

また、「袴田事件」は、死刑事件であってもえん罪が起り得ることを如実に示している。

日本では、死刑判決が確定した後、再審によって無罪判決が出された事件が過去に4件あり（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）、「袴田事件」の無罪判決が確定すれば5件目となる。しかし、死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰であって、死刑判決がえん罪であった場合、これが執行されてしまうと取り返しが見つからない。「袴田事件」は、死刑制度に潜む危険性に警鐘を鳴らすものである。

そして、「袴田事件」は、現行の再審法の不備を改めて浮き彫りにした。

「袴田事件」では、再審公判が開かれるまでに二度にわたる再審請求を経ているが、第1次再審請求は約27年間もの長期に及び、第2次再審請求も約15年もの期間を要している。その原因は、現在の再審法に再審請求審の手続をどのように進めるかという再審請求手続における手続規定が定められていないことにある。

また、「袴田事件」では再審段階で約600点もの証拠が新たに検察側から開示され、それらが再審開始及び再審無罪の判断に大きな影響を与えた。しかし、これらの証拠が開示されたのは、最初の再審請求から約30年もの時間が経ってからのことである。これほどまでに時間を要した原因は、現行法に証拠開示のルール（再審における証拠開示の制度）が設けられていないことにある。

さらに、「袴田事件」では2014年（平成26年）3月27日に再審開始決定がなされたが、再審公判が開かれるまでにはさらに10年以上もの期間を要した。その原因は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにある。しかも、「5点の衣類」を含む多くの論点については、再審請求審において主張・立証が尽くされ、既に数次にわたる裁判所の判断も経ていた。ところが、検察官は、再審公判において、同じ論点を蒸し返した上で改めて有罪立証を行い、死刑を求刑しており、このことも手続が長期化した原因となっている。

このような問題は他の再審事件でも同様に見られるのであって、まさに制度的・構造的な問題である。「袴田事件」のような悲劇を二度と繰り返さないためにも、再審法は速やかに改正されなければならない。

この点、当会は、2023年（令和5年）2月27日、臨時総会において、満場一致で再審法改正を求める決議を行った。佐賀県議会でも2024年（令和6年）6月の定例会で再審に関する法改正を求める意見書が採択され、同年7月3日に佐賀県議会から国に意見書が提出されている。

今回の「袴田事件」再審無罪判決を機に、改めて、政府及び国会に対し、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を含む、再審法の全面的な改正を速やかに行うよう求める。

2024年（令和6年）9月27日

佐賀県弁護士会
会長 小畑 雄一郎